

福島県立白河高等学校校内ネットワーク張替作業委託仕様書

福島県立白河高等学校（以下「学校」という。）の校内ネットワーク張替作業委託（以下「運転業務」という。）は、次により実施するものとする。

1 目的

文部科学省が提唱する GIGA スクール構想に基づき、児童生徒 1 人 1 台端末環境において、動画授業や遠隔教育をストレスなく利用できるよう、校内の旧 FACE 回線の LAN（校務系・学習系）を整備することを目的とする。

2 事業内容

(1) 有線 LAN 張替

- ・既設 LAN 配線を CAT6A ケーブルに張り替える。
- ・配線箇所およびルートは既設の通りとする。
- ・指定箇所までのケーブルルートについては、原則として既存敷設ケーブルルートとする。
- ・既存ケーブルルートでの配線が困難な場合、または適切な別ルートがある場合は、本校と協議の上で変更を行う。
- ・既存配線ルートやケーブル集線場所が適当でない場合は、本校と協議し、適切な配置へ変更する。
- ・材料は CAT6A ケーブル等に準拠したものを使用し、ケーブルの色分けについては発注者の指示に従うこと。
- ・施工に必要な加工、部材はすべて本事業の範囲で実施する。

(2) ネットワーク設計

- ・LAN 整備時期の相違や増設による現状の LAN 環境の変化を考慮し、現地調査を行い、ネットワーク設計を実施する。
- ・旧 FACE の LAN には既設校務支援端末、授業支援端末が設置されており、学校事務や授業などの校務で使用されているため、業務への影響を最小限に抑えるネットワーク設計を行う。
- ・切り替え作業は端末等の設定変更を伴わない方法で実施すること。
- ・配線後の試験は LAN テスター（CAT6A 対応）を使用し、品質を確認する。
- ・撤去した LAN ケーブルは受注者にて適切に処分すること。

3 業務完了時提出書類

- (1) 完成図書
- (2) 回線情報の一覧
- (3) 納品機器一覧
- (4) ネットワーク構成図
- (5) ネットワーク設計書
- (6) ネットワーク機器の設定情報
- (7) 校内配線図
- (8) 試験成績表（ケーブル試験含む）
- (9) 施工写真

※ 納品物については、事前に本校と協議し、必要資料を提出すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又

は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第 9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第 14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

- 第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。